

第37回 宜野湾~座間味 ヨットレース

帆走指示書



'2014. Jul. 5 (Sat)

帆走指示書

I 一般規定

1. 適用規則

- 1.1 本レースは、THE RACING RULES OF SAILING FOR 2013-2016(RRS)及び当帆走指示書、実施要項、「ORC Club」、「海上衝突予防法」、の規定に従い行う。

2. 責任の所在

- 2.1 すべての艇は自艇のリスクと責任においてこのレースに参加するものとする。クルージング部門参加艇も同様とする。
- 2.2 ヨットレースの慣習に従い、各艇がスタートするか否か、また、レースを続行する否かを含め、各艇の安全の責任は艇長にあり、レース委員会はいかなる責任を負いません。また全ての事故に関して責任は事故当事者にあり、主催者は関知しません。
- 2.3 海域の使用、レースの開催、コースの設定についてもレース委員会などは一切の責任を負うものではない。
- 2.4 レース委員会は準備信号までのいかなる時期においても、又、いかなる艇に対して参加を拒否することができる。

3. 成績の算出及び順位

- 3.1 ORC Club Scoring Selections を採用する。
- 3.2 各艇の所要時間から修正時間を算出し、修正時間の少ないものを上位とする。
- $$CT = ET - (GPH \times \text{Distance})$$
- CT:修正時間
ET :各艇の所要時間
GPH:各艇の帆走性能(秒)/1マイル
Distance:レース距離(マイル)
- 3.3 修正時間が同一の場合、GPHが大きい艇を上位とする。

4. レース委員会

- 4.1 レース委員会は、本レースを準備し、且つ運営し、且つ審判する。
- 4.2 委員長:高江洲 正春【携帯】090-1878-1810 副委員長:垣花 健
- 4.3 委員:保井 明博・徳田 恭紀・大城 晃
- 4.4 レース前日迄・JSAF沖縄(事務局) 徳田 恭紀 【携帯】090-1945-3420
・宜野湾港マリナー 098-897-7017
- 4.5 レース当日・座間味村役場(産業振興課)098-987-2320【携帯】070-5810-0401
・本部船(伴走艇) 高江洲 正春【携帯】090-1878-1810【VHF】72ch

II 帆走規定

1. スタート予告信号時刻及びクラス旗並びゼッケン票

- 1.1 各クラスのスタート予告信号時刻は、下記の通りとする。
- 1.1.2 クラスⅡ【緑色】 /平成 26 年7月 5 日(土)08:25
- 1.1.3 クラスⅠ【ピンク色】/平成 26 年7月 5 日(土)08:55
- 1.2 艇長会議時に配布されたゼッケン票を船体前部両舷(パルピット外側)に取付ける事。
- 1.3 本部船に掲揚されているL旗またはAP旗はスタート予告信号1分前に降下される。

2. コース

- 2.1 宜野湾港マリーナ沖合から座間味港沖合まで。
- 2.2 コース距離:約28マイル(各クラス共通)
- 2.3 レース艇は古座間味沖の第1マークブイ(反時計廻り)及び嘉比島沖の第2マークブイ(時計廻り)を回航しゴールラインへ帆走しなければならない。
- 2.4 レース艇は座間味島と安室島の間を通過してはならない。
- 2.5 コース短縮、変更等が発せられた場合は上項 2.3 は摘要されない場合がある。

3. マーク

- 3.1 宜野湾港マリーナ沖合のスタートマークは牧港 No2 ブイ(赤色)を使用する。
- 3.2 座間味港沖合のフィニッシュマークは円筒ブイ(黄色)を使用する。
- 3.3 古座間味沖及び嘉比島沖のマークブイは円筒ブイ(黄色)を使用する。

4. スタート

- 4.1 レース・スタートは RRS26 に従って予告信号をスタート信号の5分前に掲揚する。
- 4.2 スタート・ラインはスターボード端にある【座間味村旗】を揚げた本部船のポールとポート端のスタートマークとの間とする。
- 4.3 予告信号が発せられていないクラスの艇は、スタートエリアから回避しなければならない。
- 4.4 スタート・ラインはスタート信号5分経過後に消滅するが、その後にスタートした艇は、失格に代わる罰則として1回転ペナルティーを履行することができる。(8.2を除く)
 - ①予告信号(スタート5分前) :【クラス旗】を掲揚し、音響信号1声を発する。
 - ②準備信号(スタート4分前)):【P旗】を掲揚し、音響信号1声を発する。
 - ③1分信号 :【P旗】を降下し、音響信号1声を発する。
 - ④スタート信号 :【クラス旗】を降下し、音響信号1声を発する。
 - ⑤スタート延期信号 :【AP旗】を掲揚し、音響信号2声を発する。
新たな予告信号は【AP旗】降下の1分後に掲揚される
【AP旗】降下の際は音響信号1声を発する。

5. リコール

5.1 個別のリコール

- 5.1.2 リコール艇があった場合は、本部船に【X旗】を掲揚し、音響信号1声を発する。
- 5.1.3 リコール艇は各艇の責任においてスターティングラインに戻り、正しいスタートをしなければならない。
- 5.1.4 【X旗】の降下は、リコール艇が全て解消した時、あるいはスタート信号の4分経過後のいずれか早い方とする。
- 5.1.5 リコールを解消しなかった艇は、失格に代わる罰則として所要時間に5%のペナルティーを科す。[RRS付則A4の変更]

5.2 ゼネラルリコール

- 5.2.2 本部船に【第一代表旗】を掲揚し、音響信号2声を発する。
- 5.2.3 新たな予告信号は【第一代表旗】降下の1分後に掲揚される
- 5.2.4 ゼネラルリコール後の次のクラスのスタートは順次繰り下げる場合がある。
- 5.2.5 ゼネラルリコール後の再スタートには30. 1「【I旗】規則」を適用することができる。
- 5.2.6 「【I旗】規則」を適用する場合【I旗】が準備信号となる。スタート信号前の1分前に降下後に艇体、乗員または装備の一部でもスタート・ラインまたはそのどちらかの延長線のコースサイドにある場合には、その艇はスタートする前にコースサイドからスタート・ラインの延長線を横切り、プレスタートサイドまで帆走しなければならない。[RRS30. 1]
- 5.2.7 【I旗】規則によるリコール艇があった場合は、本部船に【X旗】を掲揚し、音響信号1声を発する。
- 5.2.8 【X旗】の降下は、【I旗】規則によるリコール艇が全て解消した時、あるいはスタート信号の4分経過後のいずれか早い方とする。
- 5.2.9 コースサイドとは延長線を含むスタート・ラインから最初のマーク側の海面とし、スタート・ラインとその延長線を挟んだ対面側をプレスタートサイドとする。

6. フィニッシュ

- 6.1 フィニッシュ・ラインはスターボード端にある【座間味村旗】を揚げた本部船のポールとポート端のフィニッシュマークとの間とする。
- 6.2 コースが短縮された場合のフィニッシュ・ラインはマークブイ(島)と【S旗】を揚げた本部船の【座間味村旗】を揚げたポールとの間とする。
その場合はスタートから進んだコースで横切ること。
- 6.3 レース艇はゼッケン票をフィニッシュ又はリタイヤ後、速やかにレース委員会へ返却し帰着申告を行わなければならない。
- 6.4 6.3 の違反に対して、レース委員会は所要時間に最大5%のタイムペナルティーを課すことができる。

7. 失格に変わる罰則

- 7.1 レース中に、RRS第2章の「航路権」に違反した艇は失格に代わる罰則として2回転ペナルティーを履行することができ、RRS31「マークとの接触」に違反した艇は失格に代わる罰則として1回転ペナルティーを履行することができる。(艇はインシデント後できるだけ早く他艇から十分離れた後、1回のタックと1回のジャイブを含む回転を、同一方向に必要回数だけ速やかに行う事により、1回転または2回転ペナルティーを履行したことになる。)
- 7.2 RRS第2章を除く軽微な違反に対して、レース委員会の裁量で所要時間に最大5%のタイムペナルティーを課すことができる。

8. エンジンの使用

- 8.1 レース参加艇はレース中に推進動力としてエンジンの使用は認められない。(レース中とはスタート4分前の準備信号からフィニッシュ・ラインを横切るまで)
しかし、落水者救助、遭難艇(船舶)救助、他の船舶との衝突回避(緊急避難)、離礁その他緊急かつ切迫した事態に対処するためにエンジンを使用することができる。[RRS4 2. 3(h)]
- 8.2 スタート信号後5分を経過してもスタート・ライン付近に到達することが出来ないため、同ライン付近まで機走または曳航された場合には、帆走に移ってから2回転した後にスタートしなければならない
- 8.3 エンジンを使用した場合には、その状況(使用した時間・場所・目的等)について、フィニッシュ後レース委員会に速やかに書面(エンジン使用報告書)にて報告しなければならない。

9. タイムリミット

- 9.1 その対象を全艇として時刻をレース・スタート当日の16:00とする。
- 9.2 タイムリミット内にフィニッシュできない艇は、「DNF」と記録される。

10. レース成立

- 10.1 トップフィニッシュをもってレースは成立する。

11. コース変更・短縮

- 11.1 先行艇が5時間以内に『第1マークブイ』を通過出来ないとレース委員会が判断した場合はコース変更・短縮を行う。
- 11.2 通知方法は携帯電話またはVHFにて陸上または本部艇より通知する。
- 11.3 コース変更・短縮場合のコース距離は成績表にて発表する。

12. レースの中止

- 12.1 陸上では、宜野湾港マリーナ内において口頭にて通知する。
- 12.2 海上での通知は次の通りとする。
 - 12.2.2 スタート前は本部船に【N旗】を掲揚し、音響信号3声を発する。
 - 12.2.3 スタート後は通信にて通知する。

13. 参加艇の義務

- 13.1 スタートをしない艇は、必ずレース委員会に連絡しなければならない。
- 13.2 レースを棄権した艇は、速やかに、レース委員会に連絡しなければならない。
連絡は必ず艇の責任者が行い、第三者による伝言を託してはならない。
- 13.3 レース艇は常に携帯電話の電源はONにし、着信音に注意を払っていなければならない。
上記を怠り成績が不利になった場合、救済は一切受付ない。

14. 抗議

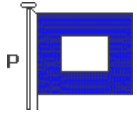
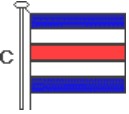
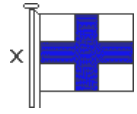
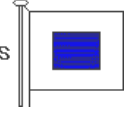
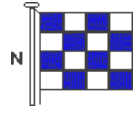
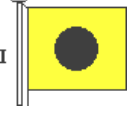
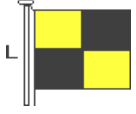

- 14.1 抗議しようとする艇は、まず、相手艇に抗議の意思を伝え、同時に、他艇から見やすいところに【赤色旗】を揚げ抗議の意思を表さなければならない。
- 14.2 抗議をしようとする艇は、フィニッシュ時に本部船に抗議の意思と相手艇を特定して、その旨を通告しなければならない。
- 14.3 抗議をしようとする艇は、所定の抗議書をフィニッシュ後1時間以内にレース委員会に提出しなければならない。
- 14.4 抗議書の入手はレース委員会とする。
- 14.5 抗議に対する審問はプロテスト委員会が時間と場所を決め、双方に通知した後に審問を行う。

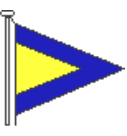
15. その他

- 15.1 レース委員会仮設テントはターミナル西側に設置します。
- 15.2 ゼッケン票は確実に上項の指定する場所へ返却してください。毎年、紛失があります。
- 15.3 座間味港入港時は十分に注意して、適正航路を進んで下さい。
座間味港付近はダイビング船の往来が多いので見張りに注意し航行してください。
港入口（西）付近には、暗岩が突出しています。また、港内の鯨モメント付近は水深が浅いので、近づかない様にして下さい。
夜間入港の際は、十分にご注意下さい。
- 15.4 フェリー及び高速船の出入港時には、本船の妨げにならない様に注意し航行して下さい。
 - *フェリーの出入港時間 入港：12:00 出港：16:00
 - *高速船の出入港時間 入港：09:50・14:10・16:50 出港：10:00・14:20・17:00
- 15.5 座間味港の係留はレース委員会の指定する場所へお願いします。

- 15.6 レース終了後(14:30頃)、村民(観光客を含む)との交流の為に、ヨット体験セーリングを行います。体験セーリングへの協力をお願い致します
*体験セーリング協力艇を浮き桟橋へ優先係留とします。
- 15.7 ゴミは各艇にて持ち帰り処分をお願いします。
- 15.8 表彰パーティー費は各艇の代表が纏めてお支払ください。(1人3,000円)
*パーティーは18:00より開催します。

16. 信号旗

- | | | | |
|------------|---|--------------------|---|
| 【P旗】 準備信号 |  | 【C旗】 コース変更 |  |
| 【X旗】 リコール |  | 【S旗】 コース短縮 |  |
| 【N旗】 レース中止 |  | 【I旗】 ラウンド・ジ・エンドルール |  |
| 【L旗】 集合 |  | 【Y旗】 ライフジャケット着用 |  |

- 【第一代表旗】 ゼネラルリコール 

- 【AP旗】 スタート延期 

- 【クラス旗】 予告信号 クラス I [ピンク色] / クラス II [緑色]

- 【座間味村旗】 スタート・ライン及びフィニッシュ・ライン

- 【運営船】

非常時連絡表

○座間味レース実行委員会○

スタート前 (座間味村役場産業振興課)
098-987-2320
070-5810-0401
スタート後 (座間味村役場産業振興課)
098-987-2320
070-5810-0401
事務局 (仲宗根 寛)

○レース委員会○

委員長 高江洲 正春 090-1878-1810
副委員長 垣花 健
委員 保井 明博 090-5930-3405
委員 徳田 恭紀 090-1945-3420

○緊急連絡先○

第十一管区海上保安本部 867-0118
那覇警察署 836-0110
座間味駐在所 836-0110 (内533)

○医療機関○

那覇市救急診療所 Tel 884-5111
座間味村役場 987-2311